

高圧ガス関係保安功労者等県知事表彰推薦要領

昭和50年5月19日制定
平成11年2月24日一部改正
平成13年9月25日一部改正
平成17年9月12日一部改正
平成23年7月5日一部改正
令和2年7月31日一部改正

1 趣 旨

高圧ガスによる災害防止のため、不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所及び永年にわたり高圧ガスの保安に関し尽力し、極めて顕著な功績を挙げた功労者等を知事が表彰し、もって高圧ガスの保安に関する技術の向上と保安意識の高揚に資することを目的とする。

2 表彰の種類

次のとおりとする。ただし、表彰は原則として1回限りとし、既に経済産業大臣表彰又は中国四国産業保安監督部長表彰（前身の原子力安全・保安院長表彰及び中国経済産業局長表彰）を受けた者は除く。

- (1) 優良製造所
- (2) 優良販売業者、優良貯蔵所所有者、優良特定高圧ガス消費者（以下「優良販売業者等」という。）
- (3) 保安功労者
- (4) 優良製造保安責任者
- (5) 優良販売主任者、優良業務主任者

3 推薦基準

- (1) 優良製造所、優良販売業者等については、次の各号に該当するものであること。
 - ア 各施設の構造、設備及び製造、貯蔵又は、消費の方法等の保安上の措置が特に優れていること。
 - イ 保安上の職制が模範的であり、管理責任者及び従業員全般に対する保安教育が徹底しており、かつ、保安に関して積極的な熱意をもっていること。
 - ウ 高圧ガス関係の事故について、次の条件を満たすこと。
 - (ア) 高圧ガス事故について、過去5年間にA級又はB級事故（C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を除く。）を起こしていないこと。
 - (イ) 液化石油ガス事故について、過去3年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こしておらず、かつ、過去1年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故（事故に係る責任の所在が不明な場合を含む。）を起こしていないこと。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかでない場合を除く。
 - エ 過去3年間に高圧ガス関係法令の違反により処分又は指導を受けていないこと。
- (2) 保安功労者については、上記（1）ウ及びエに該当するとともに、次の各号の一に該当する者であること。
 - ア 高圧ガスの製造、販売若しくは貯蔵又は、特定高圧ガスの消費に現在従事する者であって、高圧ガスに関する学識経験が深く、自己の所属する高圧ガス事業所

において、保安に関する管理技術及び教育の面で優秀な業績を有する者、あるいは関係保安団体において保安の啓蒙普及、指導等保安活動の推進に尽力する等高压ガスの保安に関し特に功労がある者で、原則として高压ガス事業所において10年以上又は関係保安団体において15年以上その業務に従事している者であること。

イ 高压ガスによる災害事故を事前に察し、身をもって、これを未然に防止し、又は、既に発生した事故を大事に至る前に防ぎ、もって公共の安全の確保に多大な貢献をしたことがあること（当該事故の原因が自己の職務上の責任に帰されない場合に限る。）。

ウ 高压ガス保安に係る研究、啓発及び指導並びに高压ガス機器の製造等の高压ガス事業に密接な関連を有する分野において、高压ガス保安のために特に顕著な功績を上げた者であること。

(3) 優良製造保安責任者並びに優良販売主任者及び優良業務主任者については、上記(1)ウ及びエに該当するとともに、次に該当する者であること。

高压ガスに関する経験が深く、高压ガス事業所等において保安の確保と安全指導に模範的な製造保安責任者等として5年以上勤務するとともに、その人格、業績等が表彰に値するものであること。

4 表彰申請の手続等

一般社団法人鳥取県LPガス協会長、鳥取県一般高压ガス保安協議会長及び鳥取県高压ガス地域防災協議会長は、当該年度において3に定める推薦基準に該当するものがあるときは、表彰の種類別に、5に定める被表彰者予定数以内を選出し、別紙様式1、2、3の推薦書にそれぞれ記入の上、所定の期日までに鳥取県知事へ申請するものとする。

なお、推薦書には被表彰者事項について、事業所にあつては、保安上の管理組織、技術及び教育等で特に優れていることを示す補足資料を、また、個人にあつては高压ガスに関する事項を主とする本人の履歴書及び功績の内容について、詳細に記載した資料を1部添付すること。

5 被表彰者予定数

| | |
|-----------------|------|
| 優良製造所 | 2件以内 |
| 優良販売事業者等 | 3件以内 |
| 保安功労者 | 2名以内 |
| 優良製造保安責任者 | 2名以内 |
| 優良販売主任者、優良業務主任者 | 3名以内 |

6 表彰実施の時期

毎年、秋に行う。

7 この要領は、昭和50年5月19日から実施する。